

帝京大学各学部  
所属長

遺伝子組換え生物研究に係る届出について

平成24年 3月27日

本学遺伝子組換え生物実験安全委員長 西澤 和久  
(医療技術学部臨床検査学科)

平素より遺伝子組換え生物の拡散防止にご協力下さり御礼申し上げます。  
平成24年度新規に遺伝子組換え生物を扱う研究や搬入・搬出・研究スペースの移動につきまして、本学安全委員会まで書類を提出して頂くこととなります。

とくに板橋キャンパス新大学棟への移転に伴い、実施中の研究課題について研究スペースが変更となるケースが生じますが、その場合は新たな研究スペース（実験室、動物飼育室など）についての図面を作成頂いて提出いただくこととなります。 部局内の先生方へ周知下さいますようお願いいたします。

研究課題提出の様式：

- ・研究スペースの変更（様式Bの図面のページのみ。承認番号を記載下さい。）
- ・新規課題（様式A）
- ・承認期間を過ぎた課題を継続する場合（様式B）
- ・遺伝子組換え生物の学外からの搬入（様式C）
- ・遺伝子組換え生物の学外への搬出（様式D）
- ・承認済み研究課題の申請内容の変更（別の遺伝子組換え生物の使用など）（別途応相談）

様式・解説の請求先、様式の提出先：

様式は医学部庶務HP (<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~shomu/>) からダウンロードしメール添付にて随時提出下さい。メール添付での提出に限定させて頂いておりますことをご了承願います。遺伝子組換えマウスやウイルスベクターなどを使用する新規課題については遺伝子図または関連論文などの資料をPDFファイルで作成願います。

問合せ・提出先：医学部事務部 [shomu@med.teikyo-u.ac.jp](mailto:shomu@med.teikyo-u.ac.jp)

(注意事項)

1. 拡散防止に配慮せず組み換え生物を使用することは法令で禁止されており、法令に基づく命令に従わない場合、1年以下の懲役または100万以下の罰金が科せられることがある。
2. 組換え大腸菌等を廃棄する前に、高圧滅菌などによる滅菌処理が必要である。
3. 学外のみならず学内であっても、研究グループ間で組換え生物を譲渡・

譲受する場合は当安全委員会まで連絡すること。

4. 遺伝子組換えマウスがケースを食い破って逃亡する可能性に十分留意すること。
5. 当安全委員会から承認番号・承認期間が通知されるまでは、当該研究を開始しないこと。

(参考)

「遺伝子組換え生物」とは「トランスジェニック動植物（ノックアウトを含む）、他の生物の遺伝子を含む微生物、組換えウイルス（非増殖型ベクターを含む）、人工的に細胞融合した生物など」を意味します。一方、「個体に分化する能力のない動物培養細胞（たとえばHeLa, 3T3, CHO, COS, 293細胞など）」は生物ではないとされており、これらを利用してDNA安定発現株を作成する場合は安全委員会に届ける必要はありません。もちろん裸のDNAやRNAは（どのように配列を改変しても）生物ではありません。

以 上